

写

議案第ニ二四号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正する

昭和三十三年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十三年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次の通り改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（育児手当金）

第六条の二 被保険者が出産した場合には、その出生後を育てるときは育児手当金として、出産の日から起算し、連続して六箇月間育児期間一箇月に付き二百円を支給する。但しその期間が一箇月に満たないときは一箇月とする。

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。